

## 「杉並区区民等の意見提出手続き」の結果報告書

政策等の題名：「子育て支援施設(保育所等)の設置に関する「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」の改正(案)等について」

政策等の案の公表の日：平成 25 年 9 月 1 日

意見提出期間：平成 25 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで(30 日間)

上記の政策等の案について意見提出手続きを行った結果、6 件(延べ 9 項目)の意見の提出がありました。

提出方法別の件数は、以下のとおりです。

持 参	FAX	掲 示 板	計
1	1	4	6

### お寄せいただいたご意見の概要と、区の考え方

	意見の概要	区の考え方	修正の有無
1	協議対象を 50 戸以上の集合住宅に拡大することについては、賛成である。 【他、同趣旨意見 3 件】	大規模集合住宅の建設後は、施設規模等に応じて新たな保育需要が発生することとなります。こうした実態を踏まえて、協議対象を従来の「100 戸を超える」から「50 戸以上」に拡大して、保育施設等の整備推進を図る考えです。	無
2	協議対象について、住戸数の条件は不要ではないか。		
3	子どもを職場まで電車で連れて来るのは大変なので、事業所内保育所の効果に疑問を感じる。地域にも開かれた保育施設にすべきである。 【他、同趣旨意見 1 件】	国の事業所内保育施設の設置・運営助成要件では、地域の待機児童の受入れを積極的に行うとする考えが示されています。 区としても、こうした考えに沿って今後の協議を図ってまいります。	無
4	事業所内保育施設は、利用者を勤務者に制限するのであれば、発展性が感じられない。		

	意見の概要	区の考え方	修正の有無
5	設置を求める子育て支援施設が認可保育所なのか、保育室レベルのもので良いのかによっても、改正案の是非は異なる。	今後の建設事業者との協議に当たっては、新たに建設する集合住宅等の規模や地域の保育需要の動向等の諸条件を総合的に考慮して、適切な保育施設の種別や規模をケース・バイ・ケースで考えてまいります。	無
6	区が施設と運営事業者のマッチングを図ることは、子育て支援施設の場所を確保するための一つの対応策である。	新たに制定する協議要領では、協議に基づき子育て支援施設が設置される場合、区長は、建設事業者に対し、施設の運営事業者に係る情報を提供する等、必要な支援を行うこととしています。	無
7	案には反対しないが、大規模住宅の建設への対応として保育所だけを考えることについては、疑問である。家庭保育をしたい人や、幼稚園に通わせたい人へのフォローや、小学校のことも考える必要がある。	区では、女性の社会進出の本格化等により、平成 26 年度以降も、当分の間、保育需要の増加傾向が続くものと見込んでいます。このため、引き続き保育施設の計画的な整備を進めていく考えです。今回の取組は、これに加えて、新たな保育需要の発生につながる大規模集合住宅等の建設事業者のより一層の協力を得て的確な対応を図るものです。	無
8	建設事業者による子育て支援施設の設置を待っていても時間が掛かる。既にある企業等の 1 階のスペースを開放してもらい、高齢者等の雇用にも役立つ「地域保育園」を設置した方が、区民のためになる。	なお、区としては、「杉並区総合計画・実行計画」等に基づき、今後とも、保育のみならず、子育て支援施策や教育施策等の総合的な推進に取り組んでまいります。	
9	待機児童をゼロにするため、できる限りの事を早急に進めてもらいたい。	来年 4 月の待機児童ゼロを実現するため、引き続き、「待機児童対策緊急推進プラン」に基づく取組を着実に進めてまいります。	無

提出されたご意見を踏まえて検討した結果、修正は行わず、案のとおり改正等を行うことといたしました。